

## 7. いわて生活者サポートセンター 設立趣意書

### 設立趣旨書

#### 1. 趣旨

今日まで日本社会は、急激な都市化と工業化そして大量生産・大量消費の構造を生み出しその波は地方にまで及びました。その結果、日本の伝統的な姿が失われはじめ、大家族の減少と核家族の増加を招き、家族や地域の連帯感を薄れさせることとなりました。

また、経済のグローバリゼーションは世界から注目された日本的経営に終止符を打たせ、それが国民生活に大きく暗い影を落すこととなりました。

経済至上主義が引きおこした人間関係の“ひずみ”は、地域、職場、友人、家族などのいわゆるコミュニティの存在により修復し補われてきたと思われまます。しかし、これらのコミュニティが大きく崩壊した今日、DV、児童虐待、不登校、引きこもり、多重債務、離婚、自殺など社会問題化し、あるいは事件化するようになりました。

私たちは、こうした様々な問題に正面から向き合い、カウンセリングとコンサルティングを2本の柱として早期解決を図り、生活再建の支援を行ないます。また、アドボカシー（生活者の弁護、擁護）を機能させることで問題を抱えたすべての方々の人権擁護を図るための活動を行います。

「いつでも助けられたいときに助けてもらえるセンター」をモットーに支援活動をすすめる、地域のコミュニティとなるべく、豊かな社会実現のために貢献することを設立の趣旨といたします。

#### 2. 申請に至るまでの経過

今日まで、私どもは「岩手県消費者信用生活協同組合」において消費生活上の“取引”や“契約”に関する相談、多重債務者の救済及び支援活動を行ってきました。しかし、ここ1、2年の間、離婚、相続、など様々な家庭内の問題やトラブルの相談が急増しており、DVや児童虐待、不登校、ひきこもりなど、日本の経済状況や社会状況を反映した問題の相談も見られるようになっております。

これらの相談は、借金などお金の問題と複合するケースが多く、いくつかの専門的ノウハウを提供し解決を図る必要があると考えられます。

そこで、特定非営利活動法人を設立することで、いくつかの要因が複合した問題に積極的に取り組んでいきたいと考えます。生協法に基づいた“生協”の事業活動範囲や限定された枠を越え、また、行政だけでは対応しきれない部分について、補い、フォローできるものと考えます。すべてのあらゆる人々のために、“問題”と“悩み”という根本的部分と向き合い、カウンセリングとコンサルティング、そしてアドボカシーを機能させ、実践的解決と支援を図ります。

平成 14年 6月 3日

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人いわて生活者サポートセンター

設立代表者の住所 岩手県盛岡市浅岸字大塚36番地

氏名 阿部 和平